

## 笠間市議会教育福祉委員会記録

令和7年3月4日 午前10時00分開会

### 出席委員

|      |        |
|------|--------|
| 委員長  | 鈴木宏治君  |
| 副委員長 | 酒井正輝君  |
| 委員   | 益子康子君  |
| 〃    | 林田美代子君 |
| 〃    | 田村泰之君  |
| 〃    | 大貫千尋君  |

### 欠席委員

|    |       |
|----|-------|
| 委員 | 石松俊雄君 |
|----|-------|

### 出席説明員

|           |       |
|-----------|-------|
| 保健福祉部長    | 堀内信彦君 |
| こども部長     | 深澤充君  |
| 保険年金課長補佐  | 豊田信雄君 |
| 保険年金課G長   | 長谷川修君 |
| 保険年金課G長   | 大貫徹君  |
| 保険年金課G長   | 千葉裕子君 |
| こども福祉課長   | 宮本隆君  |
| こども福祉課長補佐 | 後藤尚美君 |
| こども福祉課G長  | 安齋由香君 |

### 出席議会事務局職員

|   |   |      |
|---|---|------|
| 係 | 長 | 神長利久 |
| 係 | 長 | 上馬健介 |

### 議事日程

令和7年3月4日（火曜日）  
午前10時00分開会

- 1 開会
- 2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第32号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- ・議案第33号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・陳情第6-7号 香害、有害な化学物質の被害防止に関する陳情
- ・陳情第6-8号 医療が受けられない問題の解決を求める陳情「環境負荷と環境過敏症」

(2) その他

---

午前10時00分開会

○鈴木委員長 教育福祉委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、本日の委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員は、石松俊雄君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会します。

本日、議案説明のため出席を求めた者は、タブレットに配付しました資料のとおりであります。また、議会事務局より、神長係長、上馬係長が出席しております。

本日の会議の記録は、上馬係長にお願いします。

---

○鈴木委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案等の審査であります。

審査は、審査日程表により、課別、議案別に行います。

まず初めに、保険年金課が所管いたします、議案第32号 笠間市健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査を始めます。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長補佐豊田信雄君。

○豊田保険年金課長補佐 議案第32号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、令和7年度からの国民健康保険税の税率改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

5ページを御覧願います。

第20条の3第1項第1号中、法律の次に「(平成25年5月31日法律第27号)」を加え、中段の別表第1は第5条で規定する国民健康保険税の税率の表となり、表中の基礎課税額の所得割を100分の6.4に、被保険者均等割を1人について2万7,600円に、後期高齢者支

援金等課税額の所得割を100分の3.4に、被保険者均等割を1人について1万4,300円に、介護納付金課税額の所得割を100分の3.0に、被保険者均等割を1人について1万5,400円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、6ページ、別表第2を御覧願います。

別表第2は、世帯員及び未就学児1人についての均等割の軽減額となり、別表第1の改正に伴い、改正をするものでございます。

ページ一番上となります。基礎課税額の第19条第1号から、ページを返していただき、7ページの中ほどまでとなります。後期高齢者支援金等の第19条第1号から第3号までに掲げる世帯以外の世帯まで、それぞれ被保険者均等割額と未就学児均等割額を改め、その下介護納付金課税額では、第19条第1号から第19条第3号まで、被保険者均等割額を改めるものでございます。

最後に、4ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行し、改正後の笠間市国民健康保険税条例の規定は令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税につきましてはなお従前の例によるものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

林田委員。

○林田美代子委員 御説明ありがとうございました。

全て値上がりですけれども、これを例えば合併特例債とか現在どれくらいあるのか、一度御説明いただいたこともありますけれども、いまいち正確に教えていただきたいと思います。財政調整基金でもいいです。

○鈴木委員長 豊田信雄君。

○豊田保険年金課長補佐 財政調整基金の状況でございますけれども、令和5年度現在におきましては11億3,300万円ほど年度末の残高がございました。本年度、令和6年度末現在では約7億8,000万円になるという見込みでございます。

以上です。

○鈴木委員長 林田委員。

○林田美代子委員 今、御説明もいただいたその前の御説明ですね。といいますのが、いずれにしても値上がり分になっておりますけれども、これを次の令和6年度まで、国民健康保険税についてはなお従前の例にしますとありますけれども、これを例えば令和6年度だけではなく、令和7年、令和8年とか2年延長とか、そういうことというのは考えられませんか。

つまり、値上げに反対ということなのです。2年ほど待って、段階的に値上げができないということを要望したいと思います。

○鈴木委員長 豊田信雄君。

○豊田保険年金課長補佐 委員から質問がありました件につきましては、こちらも執行部といたしましても、どうしても国民健康保険税、そして経営納付する事業費納付金としての財源としては、現在不足しているという状況でございます。

保険税率につきましては、茨城県が示す笠間市の標準保険税率を参考としているわけですが、その標準保険税率に一度に上げてしまうと、急激な負担増になるということがございます。ですから、今回先ほど申し上げましたとおり、令和6年度末で約7億8,000万円の基金の残高があるという見込みでございますけれども、そちらのほうを有効に活用しながら徐々に段階的に今後も引き上げて検討していくということで、こちらは考えております。

以上でございます。

○林田美代子委員 ありがとうございます。分かりました。了解しました。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○林田美代子委員 反対いたします。

○鈴木委員長 それでは、挙手により採決をいたします。

本件について、原案に賛成の方は挙手にてお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数となりました。よって、本件は可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩をいたします。

午前10時09分休憩

---

午前10時10分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども部こども福祉課が所管いたします、議案第33号 笠間市家庭的保育事業等

の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

こども福祉課長宮本 隆君。

**○宮本こども福祉課長** 議案第33号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、栄養士法の改正に伴い、児童福祉法等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、市条例の基準である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことを受け、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

3 ページをお開き願います。

第16条は、家庭的保育事業等における食事の提供の特例を定めた規定でございますが、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設を卒業した者については栄養士免許を取得せずとも管理栄養士の受験が可能となることを踏まえ、第1項第2号において、栄養士の配置等を求める部分につき、栄養士の後に「または管理栄養士」を加えまして、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができることとするものでございます。

2 ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。

**○鈴木委員長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木委員長** ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木委員長** 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○鈴木委員長** 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩します。

執行部の皆さんは御退席ください。お疲れさまでした。

午前10時13分休憩

---

午前10時13分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情の審査に入ります。

付託された陳情について、1件ずつ審査を行います。

まず、陳情第6－7号 香害、有害な化学物質の被害防止に関する陳情の審査を行います。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時14分休憩

---

午前10時14分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

配付資料を御覧いただき、陳情の内容につきまして、御意見等がございましたらお願いいたします。

田村委員。

○田村泰之委員 これは、消臭・除菌スプレー、合成洗剤・柔軟剤と書いてありますが、環境過敏症、環境負荷の問題と書いてありますが、今の社会情勢と電磁波過敏症というのは、携帯電話とかも含まれます。環境過敏症は環境物質の過敏症であり、これはその前の、クロスも接着するのにシックハウス症候群というFフォースターという建築・建設現場でもそういうものになって、これを精査していくと大変なことになるので、ましてや消臭・除菌スプレー等も、日本で言うと花王、コーセー、ポーラ、カネボウ、ポーラ・オルビスホールディングス、マンダム、ファンケル、ノエビア、ミルボン、あと世界で言うとモエ・ヘネシー・ルイ・ヴィトン、化粧品も含まれると思うので、シャネル、ディオールとかも含まれるので、これはどうかなとは私は思いますね、詰めていったら切りがなくなってしまうので。

人間というのは10人いたら個体差、丸々違うので、花粉症みたいなもので、あるいはアレルギー、そういう考えで、私はちょっといかんせん、この陳情に対してはいかがなものかなと考えております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

益子委員。

○益子康子委員 私としましても、今の田村委員の意見に賛成です。

やはり、有害な化学物質のこれで被害を被っている方は、確かにおります。以前シックハウス症候群ということでも、大変騒がれた時期がありました。そういった意味で学習し

ていくことは、とても大切だとは思いますが。

しかしながら、この陳情が来た時点で、健康医療政策課のほうでも一応その啓発の文は載せているし、そういった意味でこれを取り上げるというのはちょっといかがなものかと私も思っておりますので、そういった意見です。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにはございますか。

林田委員。

○林田美代子委員 今お二人の意見も、私とても賛成できる部分があります。

ただし、これから先、これがもっともっと公害、要するに皆さんがまだ知られていない部分がたくさんあるかと思えます。この治療の中に、病院をたくさん回り、そして化学過敏症ということが分かった方が書いてありましたけれども、もっともっとうるさくの方が全国あるいはこれからの社会の中で増えていくだろうと思えます。

そして、私はこれに対しては、ぜひ賛成したいと思っている一人です。

○鈴木委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 すみません。ちょっと暫時休憩させてください。

午前10時17分休憩

---

午前10時24分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、皆様の活発な意見いただきました。

それでは、田村委員、再度お願いします。

○田村泰之委員 先ほどおっしゃったように、花王とか海外の各メーカーとか、拡大解釈するといろいろなことが懸念されますので、私は不採択とすべきだと思います。

以上でございます。

○鈴木委員長 今、不採択という形で御意見が出ましたが、皆さん特に発言がなければ質疑、意見等を終結して、これより討論に入っていきたいと思うのですが、討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を不採択とすべきことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員ですね。挙手多数です。

よって、本件は不採択とすべきとすることに決定いたしました。

補足としましては、前回この陳情書をいただいてから、ホームページ等での理解、啓発、周知等をしながらやっているという中で、今回は笠間市だけがやるというのは難しいという形になったということを補足させていただきたいと思います。

次に、陳情第6－8号 医療が受けられない問題の解決を求める陳情「環境負荷と環境過敏症」の審査をおこないます。

ここでまた、再度休憩をさせていただきます。

午前10時26分休憩

---

午前10時33分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

配付資料をご覧ください、陳情の内容についてご意見等ございましたらお願いいたします。

田村泰之委員。

○田村泰之委員 陳情第6－8号は、陳情第6－7号と似たような文言でもありますし、これを拡大解釈されると、科学物質過敏症と電磁波過敏症ということで、これからのデジタル社会とか、いろいろなエネルギーに関しては水素とかも考えられるので、私は不採択すべきものかと思います。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ほかに発言がなければ、質疑意見等を終結し、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を不採択とすべきとすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手多数です。よって、本件は不採択とすべきとすることに決定いたしました。

以上で教育福祉委員会に付託になりました議案等の審査は終了いたしました。

ただいま御審査いただきました審査の結果については、18日の本会議にて報告いたします。

なお、報告書の作成については正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議がありませんので、正副委員長に一任させていただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、教育福祉委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前１０時３５分閉会